

平成24年度入札制度の改善について

本市の入札制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的とし、入札契約の手続きを、次のとおり見直します。

1. 年間受注件数制限および同日落札数制限(取りぬけ)を継続します

平成22年度から試行した年間受注件数制限および同日落札数制限(取りぬけ)について、引き続き実施します。

1 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事(下水道工事含む。)に係るA級の対象案件とし、年間5件までとする。

- (1) 年間受注件数の適用期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとし、契約日により判断する。
- (2) 共同企業体による工事については、各構成員全てに1工事につき1件を加えるものとする。
- (3) 随意契約工事(不落随契除く。)、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

<一般競争入札の場合>

- ① 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。
- ② 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「資格取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

<指名競争入札の場合>

- ① 指名通知前において年間受注件数の制限を超える者は、指名しない。
- ② 指名通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「指名取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

2 **同日落札数制限（取りぬけ）の運用基準**

同日落札数制限については、同一日に開札する次に掲げる対象案件とし、落札件数を1業者1件とする。

- ① A級の土木一式工事（下水道工事含む。）
- ② A級の除雪支援策工事
- ③ 上記以外で市が必要であると認めた工事

- (1) 平成24年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行った案件より適用する。
- (2) 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は、「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- (3) 同日に開札する複数の同種工事に入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札制限対象から除外することができるものとする。
- (4) 災害復旧工事及び共同企業体の対象工事は含まない。
- (5) 土木一式工事（下水道工事含む。）と除雪支援策工事の間では、「取りぬけ」は適用しない。

3 **継続実施期間**

年間受注件数制限及び同日落札数制限については、1年間、継続実施する。その後においては継続の結果を踏まえて検討を行うこととする。